芦屋市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束したパートナーと、子または親に対して、宣誓に基づき市が宣誓書受領証を交付するものです。
法的効力はありませんが、すべての市民が自分らしく生き、多様な生き方を認め合うまちづくりを進めていきます。

受領証を活用できる芦屋市の制度（例）

●災害見舞金の支給　●市営住宅の入居申込　●空き家活用支援事業
●犯罪被害者等への遺族支援金の支給および日常生活の支援など

宣誓ができる人

パートナーシップの宣誓

●互いに人生のパートナーまたは家族として尊重し日常の生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した関係である
●双方が宣誓の当日に成年である
●一方または双方が芦屋市民、または芦屋市へ転入を予定している
●双方に配偶者がいない
●宣誓相手以外の人とパートナーシップ関係にない
●双方が民法に規定する婚姻をすることができない関係でない
※パートナーシップに基づく養子縁組を除く

※無地のものもあります。

上記の要件を満たしていれば、双方の戸籍上の性別、性的指向、ジェンダー・アイデンティティは問いません。

ファミリーシップの宣誓

●パートナーシップ関係にある者の子または親である
●15歳以上の子または親が宣誓する場合は、本人の同意が必要

宣誓の流れ

⑴宣誓書受領証の交付の予約

宣誓を希望される方は、事前に電話等で宣誓書受領証の交付日時を予約してください。

⑵必要な書類の提出

事前審査を行いますので、必要な書類を持参または郵送でお送りください。
（審査には1週間程度かかります。）
〈必要な書類〉
①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
※市ホームページでダウンロード、もしくは窓口でお渡しします。
②住民票の写し
③戸籍謄本　※②③は3か月以内に発行されたものに限ります。
④本人確認書類の写し
※郵送交付を希望の場合は郵便切手（通常料金＋簡易書留）が必要です。
※ケースに応じて別途書類の提出を求める場合があります。

⑶宣誓書受領証の交付

●窓口交付の場合
予約した宣誓書受領証の交付日時にお二人そろってお越しいただき、宣誓書受領証に氏名を記入してください。交付時には本人確認書類が必要です。

●郵送交付の場合
予約した宣誓書受領証の交付日以降、パートナーのどちらかの住所あてに簡易書留にてお送りします。

詳細は芦屋市のホームページをご覧ください。

芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度　検索

問い合わせ・書類提出先

〒659-0064
芦屋市精道町８番20号　芦屋市役所分庁舎１階
芦屋市市民生活部市民室　人権・男女共生課
TEL.0797－38－2055　FAX.0797－38－2175

市民・事業者の皆様へのお願い

法律上の婚姻関係とみなされない方々は、例えば、同居のために家を借りるとき、職場での福利厚生、病院での面会や治療の同意において、親族として認められないなどのさまざまな問題に直面しています。
本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、趣旨をご理解いただき、受領証の活用など皆様のご協力をお願いいたします。